

津別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月25日(金) 午後1時30分から

2. 開催場所 津別町役場 2F 大会議室

3. 出席委員(9人)

会長	11番	巴	敏博
委員	1番	川瀬	保子
	2番	安部	仁
	3番	青山	秀樹
	4番	小林	正弘
	5番	嶋田	治仁
	6番	乃村	浩継
	7番	松田	耕治
	8番	五島	栄一
	9番	上野	安男
	10番	細川	幹生

4. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 報告第9号 農地所有適格法人の要件確認結果の報告について

第5 報告第10号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について

第6 議案第11号 現況証明願について

第7 議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請について

第8 議案第13号 津別町農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について

第9 令和6年度事業報告並びに令和7年度事業計画について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 石川 勝己

事務局係長 宮田 望

6. 会議の概要

事務局長：定刻より少し早いですが、ただ今から令和7年第4回津別町農業委員会総会を開催します。本日の議事日程につきましては先に配布のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。会長よりご挨拶をお願いいたします。

議長：みなさんこんにちは、本日、第4回津別町農業委員会総会にご出席くださいましてありがとうございます。4月に入りまして、事務局も変わりましたので宮田さんにはよろしくお願いいたしますと思います。ようやく天候もよくなり畑のほうも始まったかと思いますが、みなさんにおかれましても、農作業等注意しながら作業していただければと思います。また、いい天候に恵まれて迎えればと思います。また、4月に入りまして新しく法改正がありまして、農地バンク一本化となりましたが、農業委員としての業務は変わらないかと思いますが、みなさんわからないところもあるかとおもいますが、少しずつ慣れていければなと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは今日の総会を始めていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします

議長：ただいまの出席委員は、9名です。
津別町農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数に達していますので、会議は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。

議長：日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。
津別町農業委員会会議規則第12条の規定により、議事録署名委員に9番上野委員、10番細川委員を指名いたします。

議長：日程第2「会期の決定」をお諮りいたします。
会期は本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長：異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

議長：日程第3「諸般の報告」を行います。事務局長に報告させます。

事務局長：諸般の報告を行います。前総会以降の主な行事及び会議に関する事項並びに主な事務処理に関する事項につきましては、お手元に配布のとおりでありますのでご了承願います。

議長：日程第4 報告第9号「農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」

を議題とします。 事務局、説明をお願いします。

事務局： 報告第9号「農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」今回確認したのは全部で26件で、法人の一覧は記載のとおりです。
要件については、すべて適となっております。なお、合同会社川瀬牧場、株式会社矢作農園、株式会社工藤農場、どうとう農場株式会社、株式会社E. H. Fは旧年度の報告となっています。以上です。

議長： 報告が終わりました。
報告第7号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

【ありませんの声】

議長： 質問等がないようですので
報告第9号については、報告のとおりご了承願います。

議長： 続きまして日程第5 報告第10号「農地法第3条の3規定による届出の受理について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局：報告第10号「農地法第3条の3規定による届出の受理について」を説明いたします。所有権の移転です。

番号 20

譲渡人 ●●

譲受人 ●●

土地の所在 栄●● 他 計21筆 公簿・現況地目は記載のとおりです。

合計面積 141,883 m² 契約種類 相続

土地の引渡し時期 令和4年1月18日 届出理由 死亡による相続

該当地は次頁に添付しております。報告は以上です。

議長： 日程第5 議案第11号「現況証明願について」
を議題とします。 事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案第11号「現況証明願について」を説明いたします。
使用貸借権の移転です。

番号 1

申請者 ●●

申請地 ●● 公簿地目 牧場 現況地目 農地、採草放牧地以外
合計面積 206 m² 利用状況 宅地 所有者 申請者に同じ
願出理由 現況に相違ないことを証明願う
使用目的 地目変更登記申請のため

番号2

申請者 ●●
申請地 活汲●● 他 計3筆 公簿地目 田、雑種地、雑種地
現況地目 農地 合計面積 3,001 m²
利用状況 畑 所有者 申請者に同じ
願出理由 現況に相違ないことを証明願う
使用目的 地目変更登記申請のため

該当箇所は次頁以降に、航空写真を添付しておりますので、ご確認ください。
説明は以上です。

議 長： 説明が終わりました。議案第11号について質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終結します。これより議案第11号について採決します。
本件は原案のとおり決する事に、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第11号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 日程第7 議案第12号「農地法第4条の規定による許可申請について」
を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案第12号「農地法第4条の規定による許可申請について」を説明させていただきます。

番号1

申請者 ●●

申請地 最上●● 公簿・現況 畑
面積 20,096㎡の内、162.3㎡
区分 農業振興区域（用途変更申請中） 転用目的 農舎建設
申請理由 既存の農舎の老朽化に伴い、新たに建設するため。

次頁以降に審査表及び該当地の航空写真を添付しております。
説明は以上です。ご協議お願いいたします。

議 長： 説明が終わりました。これより議案第12号について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終結します。これより議案第12号について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第12号については原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 続きまして日程第8 議案第13号「津別町農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第13号「津別町農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について」を説明します。

番号1

所在地 最上●● 公簿・現況 畑
面積 20,096㎡の内、162.3㎡ 用途区分 農用地区域
変更内容 変更 変更理由 農舎を建設するため
申請者 ●●

該当箇所の航空写真を次頁から添付しております。
説明は以上です。ご協議お願いいたします。

議 長： 説明が終わりました。議案第13号について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議長： 質疑終結します。
これより議案第 13 号について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長： 異議ないものと認め、議案第 13 号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議長： 日程第 9 議案第 14 号「令和 6 年度事業報告並びに令和 7 年度事業計画について」を議題といたします。 事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案第 13 号「令和 5 年度事業報告並びに令和 6 年度事業計画」を説明させていただきます。

6 年度事業報告ですが、総会の開催回数は、全 12 回となっております。

次に付議案件の回数内訳ですが、記載のとおりとなっております。

次に農地法に基づく処理状況です。農地法第 3 条による取扱件数ですが処分内訳について農委処分として申請・許可が 59 件、合計面積は 3,433,798.66 m²です。②異動状況については、畑のみとなっております。内訳は記載のとおりですとなっております。

つづいて次のページ③地区別異動理由内訳につきましては記載のとおりで、取扱件数の合計 67 件となっております。

次のページになりますが（2）農地法第 4・5 条による取扱件数についてであります。農地法第 4 条が 1 件、第 5 条が 2 件。用途及び面積が記載のとおりとなっております。

次に 3 農業経営基盤強化促進法に基づく処理状況です。件数が合計 50 件。面積が 6,523,222 m²。内訳は記載のとおりとなっております。

次のページをご覧ください。4 農地移動適正化あっせん事業につきましては、所有権移転に関するもので成立が 7 件、合理化事業による不成立が 7 件。内訳は下記のとおりとなっています。

次に 5 各種証明関係についてです。件数合計が 17 件で、金額の合計が 19,800 円です。

次に 6 農業者年金関係です。A 加入者及び年金受給者状況ですが、加入者数合計が 61 人、受給者数合計が 177 件。内訳は記載のとおりです。

B 経営移譲年金裁定請求者は該当なしです。

C特例付加年金裁定請求者は3名で氏名等は記載のとおりです。

D老齢年金裁定請求者は6名で氏名等は記載のとおりです。

E新規加入者は1人となっております。

次のページをご覧ください。活動状況ですが記載のとおりとなっております。

8 主な会議参加及び事業実施状況につきましては、4ページにわたって記載しているとおりであります。

次に令和7年度事業計画です。

はじめに農業委員会関係予算です。歳出合計14,176千円内訳については、ご覧のとおりとなっております。歳入合計5,008千円内訳はご覧のとおりです。令和7年度活動方針と活動計画でありますけれども、以下5ページにわたって記載しておりますのでご確認いただければと思います。以上、説明とします。

議長： 説明が終わりました。議案第14号について質疑を求めます。

【ありませんの声】

議長： 質疑終結します。これより議案第14号について採決します。
本件は原案のとおり決する事に、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長： 異議ないものと認め、議案第14号は原案のとおり可決することに決定いたします。

※協議事項→協議内容別紙記載

議長： 以上で本日の総会に提案した案件はすべて終了いたしました。
これにて本日の総会を終了いたします。本日はどうもご苦勞様でした。

(終了 14時 30分)